

なはまち振興課デジタル複合機賃貸借及び保守業務の仕様及び条件

1 賃貸借期間

賃貸借期間は、令和7年8月1日から令和12年7月31日まで。(60カ月)

*令和7年7月31日までに納入のうえ正常に稼働することを確認すること。

2 設置場所

- (1) 複合機は、令和7年8月1日までに、那覇市役所本庁舎6階のなはまち振興課の所定場所に新品1台(付属機器を含む)を受注者負担により搬入、設置するものとする。なお、搬入、設置の日時について、指示があったときはそれに従うものとする。
- (2) 賃貸借期間中の複合機の移設及び賃貸借期間満了に伴う複合機の撤去に要する費用は受注者が負担し、速やかにこれを行うものとする。
- (3) 納品が期日内に間に合わない場合は、代替品で納品までの期間対応すること。
- (4) 代替品の仕様は「別表 機器の仕様」と同等程度のものとする。

3 機器性能

複合機は、「別表 機器の仕様」に記載されている機能を有すること。

4 保守及びサービスの内容

複合機の保守及びサービスの内容は次のとおりとし、賃貸借料に含むものとする。

- (1) 複合機の設置及び複合機をネットワークプリンタとして使用するために必要となる備品の提供及び作業を行うこと。
- (2) ネットワークプリンタを使用するパソコンへのドライバインストール作業を行うこと。
- (3) 用紙を除く消耗品及び定期交換部品は、受注者が供給すること。なお、消耗品及び定期交換部品の在庫管理を行い、在庫切れが生じないよう円滑に供給するとともに、使用済みの消耗品及び定期交換部品の回収を行うこと。
- (4) 複合機が常に正常な状態で稼働するよう定期点検(1カ月に1回以上)を実施すること。
- (5) 複合機が故障した旨の連絡を受けたときは、速やかに修理担当者を派遣して正常な状態に回復させること(5年間オンサイト保守)。正常な状態に回復するのに時間を要する場合は、代替の複写機を設置し、業務に支障のないように対応すること。なお、修理に要する費用は、賃貸借料に含むものとする。

5 その他

「なはまち振興課デジタル複合機賃貸借及び保守業務の仕様及び条件」に明記されていない事項であっても契約履行上必要なものについては、なはまち振興課の担当職員の指示を仰ぐこと。